

農薬のインターネット販売における農薬販売届について

1. これまでに農薬販売を行っておらず、新たにインターネット販売を始める場合
→新規届により届け出てください。
販売所の所在地および名称に販売ページのアドレスおよび店舗名をご記入ください。
2. これまでに実店舗での販売を行っており、農薬販売届を提出している場合
→変更届により届け出てください。
販売所の所在地および名称に販売ページのアドレスおよび店舗名をご記入ください。
3. これまでにインターネット販売を行っており、農薬販売届を提出しており、内容に変更が生じた場合
→変更届により届け出てください。
変更になった点をご記入ください。